

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第3章 相続の承認と放棄 第1 総論

第1 総論

○相続の承認と放棄の選択

▶POINT 民法上、相続財産を承継するかどうかの選択権は相続人に認められており、相続の承認としての単純承認と限定承認の制度、及び相続放棄の制度があります。これらの選択権の行使には期間制限があり、熟慮期間がされています。

Q 相続の承認とは

A 相続の承認には、単純承認(民920・921)と限定承認(民922以下)とがあります。単純承認とは、責任を限定することなく、被相続人の権利義務を相続継承する効果を確定させることです。また、限定承認とは、被相続人の範囲で相続債務及び遺贈の弁済義務を負うとして責任を限定した上での権利義務を相続人に包括承継させる効果を確定させることです。

Q 相続の放棄とは

A 相続の放棄(民938以下)とは、相続開始時より相続人ではなかつて相続人が過失的に相続の権利義務を失うことです。

Q 承認や放棄をするに当たり行為能力を要するか

A 単純承認、限定承認及び相続放棄は、身分法上の行為ではありません。相続という財産法的側面も有するため、単純承認、限定承認及び相続放棄をするに当たり行為能力を要する必要があります。

第8章 遺産の分割 第5 ケース別 遺産分割協議書

第5 ケース別 遺産分割協議書

文例 現物分割の方法によって各種財産の帰分割協議(1)

▶CASE 被相続人甲野太郎の遺産は、土地建物、借地預貯金、株式、ゴルフ会員権、自動車である。野一郎、甲野二郎は、財産の種類に応じてそれすることとした。

遺産分割協議書

被相続人甲野太郎(平成〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇番地)の遺産につき、本日、相続人全員で分割協議を行った結果、遺産を分割した。

第1 相続人甲野一郎が取得する財産

- 1 土地
所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目
地 番 〇〇番〇
地 目 宅地

新日本法規出版株式会社

本社 TEL 060-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 TEL 062-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 TEL 060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 TEL 081-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 TEL 062-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 TEL 0337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 TEL 060-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 TEL 060-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 TEL 070-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 TEL 070-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 TEL 0810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5)620-1合

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

実務マスター 遺産相続事件

内容見本
(B5判縮小)

第3章 相続の承認と放棄 第1 総論

〔書式〕

○相続の承認・放棄の期間申立書

相続の承認・放棄の期間申立書

平成〇年〇月〇日

○○家庭裁判所 御中

申立人手続代理人弁護士 丁川賢一 ㊞

(当事者の表示)

本籍 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
申立人 甲野花子(昭和〇年〇月〇日生)

〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
丁川法律事務所(送達場所)
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
申立人手続代理人 弁護士 丁川賢一

(被相続人の表示)

第10章 遺言 第4 遺言の効力

事例

相続させる遺言により遺産を取得すべき推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合の当該遺言の効力

▶要旨

相続させる遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺言の効力を生じない。

(最判平23・2・22判時2108・52)

事案の概要

Aは、子であるBに対し、遺産全部を相続させる旨の遺言書を作成したが、Bが先に死亡した。次いでAが死亡し、X(Aの子)と亡Bの代襲相続人であるYらが法定相続人であるところ、XがYらに対し、Aの遺産たる本件不動産について共有持分権の確認を求めた。第一審は民法994条1項の適用ではなく、また代襲相続の規定が準用されるとして請求を棄却したが、第二審はこれを取り消し、Xの請求を認容した。

裁判所の判断

被相続人の遺産の承継に関する遺言をする者は、一般に、各推定相続人との関係においては、その者と各推定相続との身分関係及び生活関係、各推定相続人の現在及び将来の生活状況及び資産その他の経済力、特定の不動産その他の遺産についての特定の推定相続人の関わり合いの有無、程度等諸般の事情を考慮して遺言をするものである。このことは、遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定し、当該遺産が遺言者の死亡時に直ちに相続により当該推定相続人に承継される効力を有する「相続させる」旨の遺言がされる場合であっても異なるものではなく、このような「相続させる」旨の遺言をした遺言者は、通常、遺言時における特定の推定相続人に当該遺産を取得させる意思を有するにとどまるものと解される。

したがって、前記のような「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続

事件処理に欠かせない情報を1冊に集約!

知りたい内容がすぐにわかる!

実務マスター 遺産相続事件

編集 遺産相続実務研究会

【代表】仲 隆(弁護士)
浦岡由美子(弁護士)



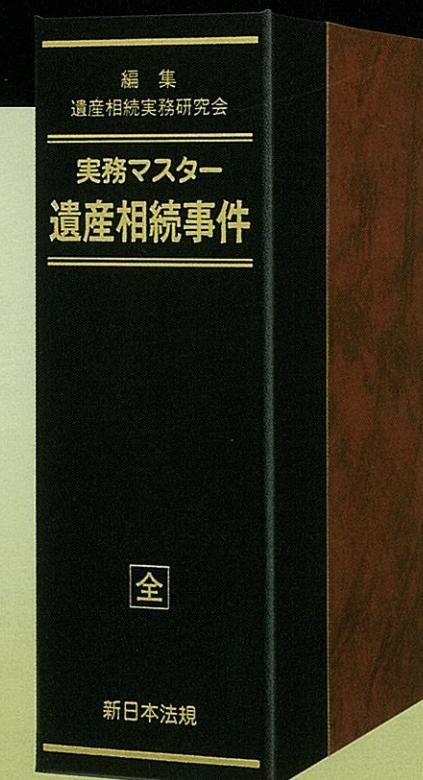
◆あらゆる遺産相続事件を解決するために必要な法律実務について、解説しています。

【Q&A】一問一答形式でわかりやすく解説しており、留意点や補足情報を掲載していますので、実務に役立ちます。加えて、関連する申立書、通知書などの書式例を項目ごとに登載しています。

【事例】最新かつ実務上重要な判例を取り上げ、詳細に解説しています。

【文例】具体的なケースを想定した遺産分割協議書を掲げ、作成する際に注意すべきポイントを示しています。

◆弁護士のみならず、税理士、司法書士など多くの実務家にご利用いただけます。



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁 1,188頁
定価 14,300円(本体 13,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バイナダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

追録購読者
特典

書式ファイルのダウンロードができる!

登載書式のファイルを弊社WEBサイトから
ダウンロードできます。

※ダウンロードにつきましては、本書のダウンロードのご案内を
参照ください。(一部ご利用いただけない書式もございます。)

WEBサイト
<https://www sn-hoki co jp/>

0120-089-339
受付時間8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 相続の開始

第1 相続開始の原因

- 自然死亡
- 認定死亡
- 失踪宣告
- 書式**
 - ・失踪宣告審判申立書(普通失踪の場合)
 - ・失踪宣告審判申立書(危難失踪の場合)
 - ・失踪宣告審判申立書(未帰還者の場合)
 - ・失踪宣告の取消審判申立書
- 同時死亡の推定

第2 相続開始地

- 相続開始地

第3 相続回復請求権

- 法的性質
- 共同相続人間の適用
- 民法884条の起算点
- 事例**
 - ・共同相続人間における民法884条の適用の可否

第4 相続財産に関する費用

- 相続財産に関する費用

第2章 相続人

第1 胎児

- 胎児

第2 相続人の範囲と順位

- 相続人の範囲と順位

第3 代襲相続

- 代襲相続

第4 二重資格の相続人

- 二重資格の相続人

第5 内縁配偶者の権利

- 内縁配偶者の権利

- 事例**
 - ・内縁の夫婦の一方の死亡により内縁関係が解消した場合に民法768条の規定を類推適用することの可否

第6 相続人の欠格事由

- 相続欠格制度

- 書式**
 - ・訴状(相続権不存在確認請求訴訟)

- 各種欠格事由

事例

- ・民法891条5号所定の「偽造」「変造」と相続欠格の有無
- ・民法891条5号所定の破棄隠匿行為の主觀的要件
- ・民法891条5号所定の「隠匿」と相続欠格の有無

第7 推定相続人の廃除

- 推定相続人の廃除

書式

- ・推定相続人廃除審判申立書(生前廃除)
- ・推定相続人廃除審判申立書(遺言廃除)
- ・推定相続人廃除の取消審判申立書(生前廃除)
- ・推定相続人廃除の取消審判申立書(遺言廃除)

事例

- ・推定相続人の言動についての被相続人の責任と廃除事由
- ・生前廃除における「重大な侮辱」
- ・被相続人の多額の財産を費消するなどした行為と廃除事由

第3章 相続の承認と放棄

第1 総論

- 相続の承認と放棄の選択

書式

- ・相続の承認・放棄の期間伸長審判申立書

- 相続の承認と放棄の撤回、取消し

書式

- ・相続財産の保存・管理処分審判申立書

事例

- ・相続人が数人いる場合の熟慮期間の起算点
- ・先行する相続を放棄した後、再転相続を放棄した場合における先行する相続放棄の効力

第2 相続の承認

- 単純承認

- 限定承認

書式

- ・相続の限定承認申述書
- ・相続財産の選択・管理処分審判申立書
- ・限定承認の取消申述書
- ・債権申出催告書

事例

- ・被相続人の死亡を知らないでなした相続財産の処分と単純承認の擬制

第3 相続の放棄

- 方式と効力

書式

- ・相続放棄申述書

○意思表示の瑕疵

書式

- ・相続放棄の取消申述書

○熟慮期間

事例

- ・相続放棄の申述と民法95条の適用の可否

○相続財産に関する費用

- 相続財産に関する費用

第4章 財産分離

○第一種財産分離

○第二種財産分離

第5章 遺産の範囲と評価

第1 遺産の範囲

- 相続財産の包括承継と一身専属権

物権**債権**

○契約上の地位

○ゴルフ会員権

○社員権

○知的財産権

○事業上の利益(営業権)

債務

○祭祀財産と遺骨

事例

- ・「被保険者またはその死亡の場合はその相続人」を保険受取人とする養老保険契約の保険金請求権の相続財産性

○特殊法人の退職金支給規程に基づく死亡退職金受給権の相続財産性

○県学校職員の死亡退職金受給権の相続財産性

○単に「遺族」を受給権者として退職金の支給等を定めた学校法人の支給規程の解釈

○死亡退職金の支給規程のない財団法人において理事長の妻に支給された死亡退職金の相続財産性

○生活保護受給権の相続財産性

○共同相続人の1人の金融機関に対する被相続人名義の預金口座の取引経過明細の開示請求

○公営住宅の使用権の相続財産性

○「理事会の承認を得て他人に譲渡し得る」とする会則を定める預託金会員制ゴルフクラブ会員の地位の相続財産性

○寄与分の意義と性質

○寄与分を受ける者の範囲

○寄与分の要件

○寄与行為の類型と算定

○寄与分の決定手続

書式

- ・寄与分を定める協議書

○寄与分を定める調停申立書

○寄与分を定める審判申立書

○寄与分と他の制度との関係

○相続分の譲渡・放棄

○相続分の譲渡

書式

- ・相続分譲渡・廃除の裁判を求める上申書

○相続分取戻権

書式

- ・相続分取戻しの通知書

○相続分の放棄

書式

- ・相続分放棄・廃除の裁判を求める上申書

○特定不動産の共有持分権の譲渡と民法905条

○遺産の分割

○遺産分割の意義

○遺産分割の要件

○遺産の使用・管理と処分

○遺産の処分

事例

- ・相続開始後の共同相続人の1人による建物の無償使用

第2 共同相続と登記

- 登記手続請求権の可否

○対抗問題

事例

- ・共同相続人の1人が他の共同相続人に無断で単独名義の所有権移転登記を経由して第三者に譲渡した場合の他の共同相続人の対抗要件の要否
- ・他の共同相続人の相続放棄に基づく不動産を単独取得した共同相続人の対抗要件の要否
- ・遺産分割により法定相続分とは異なる割合による不動産の持分を取得した共同相続人の対抗要件の要否
- ・遺言により法定相続分を下回る相続分を指定された共同相続人から法定相続分に応じた共有持分権を譲り受けた第三者に対する他の共同相続人の対抗要件の要否
- ・遺産分割により法定相続分を超える債権を取得した者が債務者に履行を求める場合の対抗要件の要否
- ・被相続人より生前贈与を受けた者と遺贈を受けた者の優劣

第7章 相続分

第1 法定相続分

○法定相続分

○指定相続分

事例

- ・遺留分減殺請求により指定相続分が減殺された場合の相続分

第2 指定相続分

○指定相続分

事例

- ・遺留分減殺請求により指定相続分が減殺された場合の相続分

第3 特別受益

○特別受益の意義と要件

○特別受益者の相続分の算定

○特別受益の持戻免除

書式

- ・遺言書

○特別受益の決定手続

事例

- ・死亡保険金請求権の特別受益の対象財産性

○事業上の利益(営業権)

○ゴルフ会員権

○知的財産権

○不動産賃借権

書式

- ・遺言書

○相続分の譲渡

書式

- ・相続分譲渡・廃除の裁判を求める上申書

○相続分取戻権

書式

- ・相続分取戻しの通知書

○相続分の放棄

書式

- ・相続分放棄・廃除の裁判を求める上申書

○特定不動産の共有持分権の譲渡と民法905条

○遺産の分割

○遺産分割の意義

○遺産分割の要件

○遺産の使用・管理と処分

○遺産の処分

事例

- ・相続開始後の共同相続人の1人による建物の無償使用

第2 共同相続と登記

○登記手続請求権の可否

○対抗問題

事例

- ・相続開始後の被相続人の内縁配偶者による無償使用
- ・特別代理人が参加してなされた分割協議
- ・成年後見人が参加してなされた分割協議

第6 遺産分割の手続(遺産分割調停)

○申立手続

書式

- ・遺産分割調停申立書

○調停の開始

○調停手続

書式

- ・利害関係人呼出申立書

○調停の終了</h